

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 27 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

「営業規制の経過措置に関するQ&A」について

標記について、本制度に関する問い合わせへの対応等を取りまとめ、別添のとおり「営業規制の経過措置に関するQ&A」等を作成するとともに、厚生労働省ホームページに掲載しましたので、業務の参考のためお知らせします。

(参考)

- 厚生労働省ホームページ「食品の安全に関するQ&A」>4. 営業許可及び届出
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/qa/index.html

営業規制の経過措置に関する Q&A

○ 本 Q&A における用語の定義

- ・新法：令和 3 年 6 月 1 日施行時点の食品衛生法
- ・旧法：令和 2 年 6 月 1 日施行時点の食品衛生法
- ・改正法：食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）
- ・新施行令：令和 3 年 6 月 1 日施行時点の食品衛生法施行令
- ・旧施行令：令和 2 年 6 月 1 日施行時点の食品衛生法施行令
- ・改正政令：食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）

I. 営業の許可に関する経過措置について

問 1 改正法及び改正政令に規定される「第●条の規定の施行の際現に」及び「この政令の施行の際現に」とはいつの時点を指すのでしょうか。

問 2 新法の施行日前に、新法に基づく申請を行うことは可能でしょうか。

問 3 旧法に基づき、5 月中に、施行日（6 月 1 日）を有効期間の開始日とする許可を出すことは可能でしょうか。

問 4 旧法下で、旧政令第 35 条各号に係る営業許可の申請がなされ、施行日の時点で、当該申請に係る許可又は不許可の処分がなされない場合、当該申請はどのような扱いになるのでしょうか。

II. 営業の届出に関する経過措置について

問 5 食品の冷凍又は冷蔵業のうち、冷凍・冷蔵倉庫業は業種の再編に伴い、届出業種になるところ、旧法第 52 条に基づき「食品の冷凍又は冷蔵業」を取得し、冷凍・冷蔵倉庫業を施行日時点で行っている者は、新法の施行に伴い、改めて届出を行う必要がありますか。

問 6 改正政令第 10 条の規定の対象となる営業のほかに、新法第 57 条に基づく届出が必要な営業を行っている場合、当該営業について新法第 57 条に基づく届出を行う必要がありますか。

【質問と回答】

I. 営業の許可に関する経過措置について

問1 改正法及び改正政令に規定される「第●条の規定の施行の際現に」及び「この政令の施行の際現に」とはいつの時点を指すのでしょうか。

- 「第●条の規定の施行の際現に」及び「この政令の施行の際現に」とは、施行日である令和3年6月1日を指します。

問2 新法の施行日前に、新法に基づく申請を行うことは可能でしょうか。

- 新法の施行日前に、新法第55条に基づく申請を行うことはできません。
新法に基づく営業を施行日直後から開始したいという事業者から相談等があった場合には、施行日前であっても、新法に基づく申請の記載事項や申請に際し必要となる書類の教示をしたり、実地に赴き助言をしたりするなど、弾力的な対応をお願いします。

問3 旧法第52条に基づき、5月中に、施行日（6月1日）を有効期間の開始日とする許可を出すことは可能でしょうか。

- 旧法第52条に基づき、5月中に、有効期間の開始日を施行日（6月1日）とする許可を出すことは可能です。この場合、事業者は、改正政令附則第2条の規定により、当該営業許可に基づき、有効期間の満了日まで営業を行うことができます。

問4 旧法下で、旧政令第35条各号に係る営業許可の申請がなされ、施行日の時点で、当該申請に係る許可又は不許可の処分がなされない場合、当該申請はどのような扱いになるのでしょうか。

- お示しの場合、旧政令第35条各号に係る営業許可の申請は、改正政令第11条に基づき、当該申請がなされた営業許可の業種に応じて新政令第35条各号の営業許可の申請をしたものとみなされるか、又は新法第57条に基づく届出をしたものとみなされることとなります。
改正政令第11条の効果として旧政令第35条各号に係る営業許可の申請が新政令

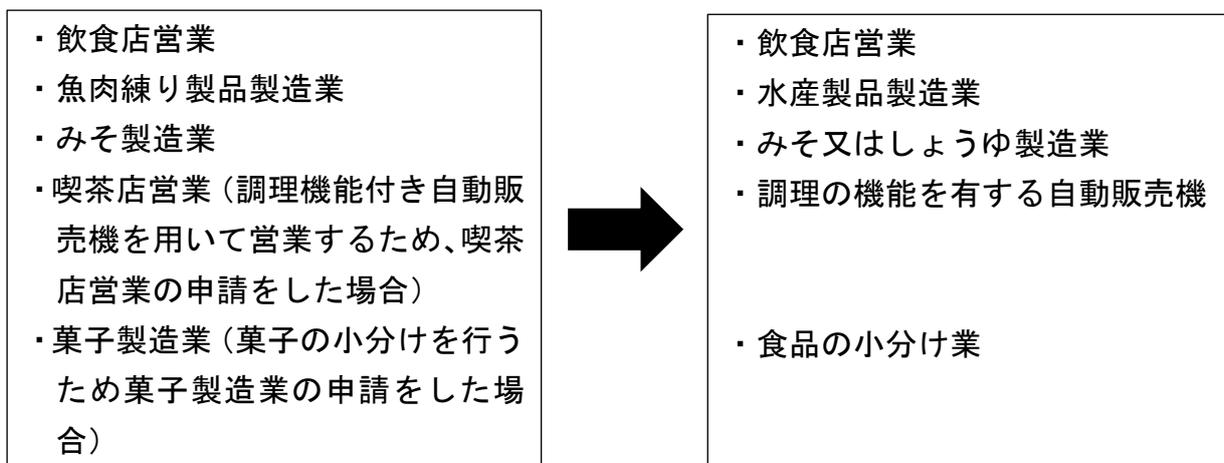
第 35 条各号の営業許可の申請とみなされる場合にあつては、旧法下において、事業者が旧政令第 35 条各号の営業許可を取得して行おうとしていた営業行為を、新法下で行うに当たって必要となる、新政令第 35 条各号いずれかの業種の申請がなされたものとみなされることとなります。この場合、申請書の記載内容については、必要に応じて補正を求めるようにしてください。

なお、改正政令第 11 条の適用を受けた申請の取扱例は以下のとおりです。

【例】

旧法（旧政令）に基づく申請

新法（新政令）に基づく申請



II. 営業の届出に関する経過措置について

問 5 食品の冷凍又は冷蔵業のうち、冷凍・冷蔵倉庫業は業種の再編に伴い、届出業種になるところ、旧法第 52 条に基づき「食品の冷凍又は冷蔵業」を取得し、冷凍・冷蔵倉庫業を施行日時点で行っている者は、新法の施行に伴い、改めて届出を行う必要がありますか。

○ 営業許可業種から営業届出業種に移行した業種の経過措置については、改正政令第 10 条に規定しています。

令和 3 年 6 月 1 日時点で、食品の冷凍又は冷蔵業の許可を取得し、営業をしている冷凍・冷蔵倉庫事業者は、同条により、新法第 57 条に基づく届出をしたものと見なされることから、改めて届出を出し直す必要はありません。

問 6 改正政令第 10 条の規定の対象となる営業のほか、新法第 57 条に基づく届出が必要な営業を行っている場合、当該営業について新法第 57 条に基づく届出を行う必要がありますか。

- 新法第 57 条に基づく届出が必要となる営業（以下「届出業種」という。）に関しては、届出業種の範囲及び分類をお示しするとともに（※ 1）、複数の届出業種を営んでいる場合は代表的な届出業種について届出をするようお伝えしたところ（※ 2）。

改正政令の施行に伴う業種の再編により、営業許可業種から営業届出業種となる業種を、施行日時点で行っている際には、改正政令第 10 条の規定に基づき、新法第 57 条に基づく届出をしたものと見なされます。

なお、新法下において、複数業種の届出営業をする場合において、改正政令第 10 条の対象となる営業が代表的な届出業種に該当しないときには、改めて、代表的な届出業種につき届出をするようお願いします。

※ 1 営業届出業種の設定について（令和 2 年 3 月 31 日付け薬生食監発 0331 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）

※ 2 食品衛生法第 57 条に基づく営業届について（令和 3 年 2 月 10 日付け薬生食監発 0210 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）